

令和8年度

みんなで守る社会インフラ
アイデア募集

募集要綱

令和8年4月

県土整備部

令和8年6月10日修正版

<お問い合わせ先>

岐阜県 県土整備部

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁12階

■道路部門

道路維持課 企画・市町村道係

TEL 058-272-8556

■河川部門

河川課 維持係

TEL 058-272-8603

■砂防部門

砂防課 砂防保全係

TEL 058-272-8621

1 目的

このアイデア募集は、県が管理する道路、河川、砂防施設にかかる効率的な点検・維持管理方法のアイデアを募集することで、今後増え続ける社会インフラの維持管理費用の低減を目指すことを目的としている。

2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

道路附属物：区画線、防護柵（ガードレール・ガードパイプ）・カーブミラー・車線分離標（ラバーポール）

3 募集の概要

（1）募集するアイデア

以下の3部門について、社会インフラの維持管理費用の低減を目的として、効率的な点検・維持管理方法のアイデアを募集する。

＜アイデアの想定＞

- ・コストがかからない独創的な点検・管理のアイデア
- ・DXや新技術を活用した効率的な点検・管理のアイデア
- ・最新の技術を取り入れた機械や手法を活用した点検・管理アイデア
- ・ボランティア等人的資源を活用した担い手確保のアイデア

①道路部門

* 道路除草に関するもの

【現状】

道路の周辺に草が繁茂すると、車両や歩行者、自転車等の認知が遅れ危険性が高まることから、視認性を阻害しないよう道路路肩から1メートル程度の除草を年1回実施している。

（頻度・時期）

年1回除草を実施。草が一番伸びる時期である5月から10月に行うことを基本としている。

（手段）

肩掛式草刈機による人力除草を基本としている。

（処分方法）

刈草の処分は主に集積した上で、処分場に運搬し、処分費を払い焼却処分を行っている。

【課題】

岐阜県が管理する道路延長は約4,100kmと非常に長いため、除草に多くの費用を要する。また、近年の気候変動もあり、草の成長が早く、年に複数回の除草が必要となっており、費用が増大している。そのため、現状のサービスレベルを維持することが難しくなっている。

*** 道路除雪に関するもの****【現状】**

冬期交通の安全を確保するため凍結防止剤の散布や除雪を実施している。

【課題】

飛騨地方や奥美濃地方は豪雪地帯であることに加え、近年は山間地域以外でも短期集中的な大雪が頻発するなど、冬期交通の安全を確保するために多くの時間と費用を要している。

*** 道路における日常の点検や維持管理に関するもの（道路パトロール等）****【現状】**

道路の安全・円滑な交通を確保するため、道路パトロールで舗装やガードレールなどの道路附属物の点検を行い、異状箇所を発見した場合は適宜補修を実施している。

【課題】

岐阜県が管理する道路延長は約4,100kmと非常に長く、膨大な施設を管理して、多くの施設の老朽化が進み、一度に多くの更新や補修が必要になってきており、多額の費用を要しているため、現状のサービスレベルを維持することが難しくなっている。

*** その他点検・維持管理等に関するもの****②河川部門***** 河川堤防の除草に関するもの****【現状】**

堤防の草が繁茂すると点検・巡視において、護岸の洗掘・亀裂や堤防の漏水などの異変を見逃す危険性があることから、視認性を保ち、河川の機能保持や施設劣化の早期発見が行えるよう除草を実施している。

（頻度・時期）

年1回除草を実施。点検時期は出水時期（大雨が降りやすい6月から10月の間）までに行うことを基本としている。

なお、法律上（河川法）も河川管理者（県）において年1回の点検が義務

付けられている。

(手段)

肩掛式草刈機による人力除草が一般的であるが、法面勾配が緩く障害物がない場所など施工条件が良い場所では、ハンドガイド式草刈機（オペレーターが機械に搭乗して操作）により機械除草を行っている。

(処分方法)

刈草の処分は主に集積した上で、処分場に運搬し、処分費を払い焼却処分を行っている。

なお、水質や水生生物への影響から除草剤の使用は行っていない。現場焼却についても近隣住家に煙が及ぶことを懸念し、影響がない一部の場所での実施としている。

【課題】

人件費や燃料費の高騰による草刈り費用が増加しているほか、労働者の高齢化と若手労働者の減少による担い手が不足している。

*** その他点検・維持管理等に関するもの**

③砂防部門

*** がけ崩れを防止する擁壁周辺の草刈り、土砂撤去等に関するもの**

【現状】

急傾斜地崩壊危険区域における県有地について、がけ崩れを防止するための擁壁裏の草刈りや倒木のおそれがある立木の伐採、堆積した土砂の撤去等の管理を必要に応じて行っている。

(頻度・時期)

現在、年に1～2回／箇所を目視確認や県民からの通報により状況を把握し、その都度対応している。

(手段)

除草は肩掛式草刈機による作業が一般的である。立木の伐採は、チェーンソー等人力により伐採し、人力またはクレーン等で集積した後、トラックで運搬、処分を行っている。

堆積土砂撤去は小型のバックホウによる撤去が一般的だが、箇所によっては擁壁裏のスペースが狭小で人力による撤去も行っている。撤去した土砂は集積した後、トラックで運搬、処分を行っている。

(処分方法)

伐採木、刈草、土砂は集積した上で、処分場に運搬し、処分費を払い処分を行っている。なお、民家等と隣接するため除草剤の使用は行っていない。

現場焼却についても隣接する民家に煙が及ぶことを懸念し実施していない。

【課題】

管理箇所も多く、人手や予算も十分ではない。また、急傾斜地崩壊危険区域における県有地は建物裏の急斜面が多く、当該地へのアクセスが難しく、また作業スペースが狭小である。そのため、大型機械の搬入・施工が難しく、機械施工より費用の高い人力作業が増えるなど、維持管理に多くの費用と手間がかかっている。さらに、伐採木、刈草、土砂の処分にも多額の費用を要している。

* その他点検・維持管理等に関するもの

(2) 提案者から聴取する内容

- ・どの部門に対するアイデアか
- ・アイデアのタイトル
- ・アイデアの内容・ねらい
- ・提案する理由、背景、期待できる効果
- ・提案者の情報（氏名又は団体名、住所、連絡先）

(3) 応募資格

- ・県内に居住、通勤又は通学する者
- ・県内に事業所等を有する企業、その他の団体
- ・県内の市町村

4 提案方法

(1) 募集期間

令和8年7月7日（火）

令和8年4月28日（火）～~~令和8年6月16日（火）~~ 17時15分 [必着]

※提出期限を過ぎてから届いたものは不採用とする。

(2) 内容等に関する質問書の受付及び回答

ア 質問書受付期間

令和8年6月26日（金）

令和8年4月28日（火）～~~令和8年6月5日（金）~~

イ 質問書提出方法

質問事項を記述した質問書（別紙様式）を以下の宛先に電子メールで提出すること（質問書ファイルはWord形式）。

ウ 質問書提出先

■道路部門

岐阜県県土整備部 道路維持課 企画・市町村道係

電子メール c11657@pref.gifu.lg.jp

TEL 058-272-8556

■河川部門

岐阜県県土整備部 河川課 維持係

電子メール c11652@pref.gifu.lg.jp

TEL 058-272-8603

■砂防部門

岐阜県県土整備部 砂防課 砂防保全係

電子メール c11653@pref.gifu.lg.jp

TEL 058-272-8621

エ 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他不当な利益を害する恐れのあるものを除き、随時、県ホームページにて公表する。

【ホームページアドレス】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/493749.html>

(3) 提出方法

①応募フォームによる提出

以下応募フォームから必要事項を記載の上応募。

【URL】 <https://logoform.jp/form/T8mB/1538199>

②電子メール・郵送・FAXによる提出

応募用紙をホームページからダウンロードし、氏名又は団体名、住所、連絡先を明記の上「電子メール」「郵送」「FAX」のいずれかの方法で、下記提出先に提出すること。

■道路部門

岐阜県県土整備部 道路維持課 企画・市町村道係

・電子メール c11657@pref.gifu.lg.jp

・郵送 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

・FAX 058-271-7682

■河川部門

岐阜県県土整備部 河川課 維持係

・電子メール c11652@pref.gifu.lg.jp

- ・ 郵送 〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1
- ・ F A X 0 5 8 - 2 7 8 - 3 5 6 8

■砂防部門

岐阜県県土整備部 砂防課 砂防保全係

- ・ 電子メール c11653@pref.gifu.lg.jp
- ・ 郵送 〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1
- ・ F A X 0 5 8 - 2 7 8 - 2 7 5 5

※ 提出された内容について、必要に応じてヒアリングを行う場合がある。

※ アイデアを補足するために必要な資料（パンフレット等）をあわせて提出することや、応募フォームや応募用紙内に参考URLを記載することも可。

5 応募に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- ア 4 (1) に定める受付期間を過ぎて提出された場合
- イ 提出書類等に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ この要綱に違反すると認められる場合
- オ その他応募に関して県の指示に従わなかった場合

(2) 費用負担

提案書の提出等に要する経費は、全て提案者の負担とする。

(3) その他

- ア 提案書の提出をもって、提案者がこの要綱の記載内容に同意したものとみなす。
- イ 提出された応募用紙等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- ウ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うものとする。

6 アイデアの審査

(1) 審査方法

「(2) 審査項目」を基に、県が審査を行う。

なお、提案内容が、明らかに「1 目的」に記載する趣旨を逸脱したものであると県が判断した場合は、当該アイデアについては審査を行わない。

(2) 審査項目

「具体性」「採算性」「新規性・独創性」「横展開・波及効果」の観点から審査を行う。

(3) 結果の取扱い

事業化したアイデア（提案の一部を修正、若しくは複数のアイデアを組み合わせて事業化した場合を含む。）については、原則予算発表時に公表することとし、個別の連絡は行わない。また公表にあたっては、提案者の氏名は原則非公表とする。但し、公表する場合は、提案者に確認する。

7 アイデアの取扱い

- 県の事業に反映する前提でアイデアを募集する。
- アイデアを県事業として実施する際には、提案の一部を修正、若しくは複数のアイデアを組み合わせて実施することがある。